

## 神戸地方裁判所委員会（第40回）議事概要

### 1 日時

令和3年9月28日（火）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

### 3 出席者

（委員）（五十音順，敬称略）

飯島健太郎，大口奈良恵，岡原良隆，木田聖子，久保仁，幸田徹，古結忠司，曾根文朗，中井修，西川知一郎，野村明弘，長谷川和男，福寿寛有，森本郁代（事務局）

阿多麻子，高橋亨，荒谷智一，加瀬大介，大向敏正，柏原将，福岡邦之，酒井健一，石田晃士

### 4 議事

#### (1) 委員の交替

退任委員，再任委員及び新任委員の紹介があった。

#### (2) 委員長の選任

西川知一郎委員が委員長に選任された。

#### (3) 前回のテーマ（裁判所職員の採用広報について）に関する報告

個別相談会，職場見学会の実施状況や大学主催のオンラインセミナーへの参加状況等，前回の委員会後の採用広報活動について説明があり，今後も，前回委員会において委員から出された意見を参考に，より効果的で訴求力のある採用広報を企画・実施していく旨の報告があった。

#### (4) 裁判所の新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組についての説明

裁判所の新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組について，プレゼンテーションソフトを使って説明があった。

#### (5) 施設見学

広報コーナー，101号法廷（裁判員裁判法廷），刑事訟廷事務室，裁判員候補者待合室，調停室及びEVホールの見学を行った。

(6) 裁判所の新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組についての意見交換  
(◎は委員長，○は委員の発言，●は裁判所からの説明)

- 電話を使用して調停をすると伺ったが，Zoom等，ウェブを使つての調停手続は考えているのか。
- 調停手続においてウェブは使用していない。電話を使用した手続は行っている。
- 大学でも感染防止対策を苦慮しているが，裁判所が丁寧に感染防止対策をしていることを知り，大学でも迅速かつ段階的な緩和や制限をしていかなければならないと思った。

中規模の法廷もあったように記憶しているが，裁判員裁判は法廷に人がたくさん来るので，中規模の法廷だと少し狭いのかなと思ったが，裁判員裁判は全て大法廷の101号法廷でしているのか。

また，裁判員裁判の評議は，補充裁判員を含めると11人くらいが長時間評議室で議論することになるが，評議室では，どのような感染対策をしているのか。大学でも学生のゼミ活動をどうするか思案しており，裁判員裁判での評議の際の裁判所の工夫について教えていただきたい。

- 今回御覧いただいた101号法廷は，当裁判所で一番大きい法廷である。通常の裁判員裁判は，各部が1つずつ持っている法廷を使用しており，傍聴席が少し少なく，当事者席も少し幅が狭くなっている。当事者や傍聴人が入りきらない場合に，101号法廷を使用している。

今までは裁判官，裁判員，補充裁判員が大きなラウンドテーブルを囲んで着席して評議していたが，距離を保つ必要があるので，ラウンドテーブルに長机を繋げて，前方後円墳のような形にして，席同士の間隔を広げて着席している。また，席と席の間にパーティションを設けて感染対策をしている。

評議の際には、広い部屋をなるべく使ったり、評議の合間には随時窓を開けて換気をしたりしている。

- 私が勤務する百貨店では、お客様、従業員の検温をしている。店の入口及び従業員入口にサーモカメラを昨年から設置し、37℃以上の場合には、入店・出勤を断るようになっている。裁判所においては、裁判員は非接触型の温度計で検温をしていると聞いたが、来庁者に対して庁舎入口において検温は実施しているのか、また、職員には検温を実施しているのか、お伺いしたい。
- 来庁者については、裁判所ウェブサイトや事件当事者に送付する書面において、来庁の際のマスク着用、発熱等の症状がある場合は来庁を控えていただくこと、期日の場合は事前に電話連絡していただきたいことを依頼しているので、庁舎入口において、一律に検温は実施していない。体調不良であることが窺われる人に対しては、個別に了解を得た上で、非接触型の温度計で検温を実施することになっている。

職員については、出勤前に検温するルールはないが、風邪の症状があるなど体調不良の場合には、出勤しないように徹底している。

- 昨年から従業員にかなり多くの感染者が日々出ていたが、今年の4月と8月では状況が異なっていた。今年の4月頃は、従業員本人の感染が多かったが、8月は同居の家族から感染した事例が増えてきた。本人に自覚症状がない場合も多く、保健所に濃厚接触者と判定されて、保健所の指示で医療機関に行ってPCR検査をすると陽性と診断される場合が非常に多かったので、一歩進んだ対策が必要なのではないか。庁舎入口で手荷物検査をするのであれば、一工程加えるだけで、検温を実施することもできるのではないかと感じた。

また、エレベーターも人数制限をするポスターは掲示されているものの、混み合う時間帯はあると思うので、例えば、エレベーターの床の四隅に足形を置くという取組はどこの施設でもしていると思うので、そういう取組を更

にしたら良いのではないかと思います。

- 新型コロナウイルスの感染の原因の約8割がマスクなしの会話、距離を置かない会話と分析されている。あとは大声で会話をするということもあると思う。そういう視点に立てば、今日見学させていただいた個々の部屋はきちんと感染対策を講じられていると感じた。

また、私の勤務先でも会議をウェブで行うことがあるが、裁判手続においては、具体的にどういった場面で活用しているのか。さらに、その実績を教えてください。

- 民事訴訟手続において、ウェブ会議は、試行的には令和2年3月から、正式には令和2年5月から運用を開始している。弁論準備手続で使用することもあるが、最も利用されているのが、書面準備である。裁判所と双方当事者がウェブ会議で、マイクロソフト社のT e a m sを使って、従前の弁論準備手続とほぼ変わらない実質的な協議をしている。

ウェブ会議の件数は、令和3年7月の1か月間で、449件が利用されている。8月も夏季休廷期間中ではあるが、372件の利用がされている。月に400期日の協議で利用されているという認識である。

- 電話会議の実績はいかがか。
- 電話会議は、コロナ前は月二、三十件程度であったが、こちらの方はほぼ利用件数に変化はない。当裁判所の支部ではウェブ会議が使用できないので、電話会議の利用が増加していると思われるが、本庁では利用件数に大きな変化はなく、ウェブ会議の方が、顔が見えるので、よく利用されているという認識である。

- 色々と感染防止対策を講じているのがよく分かった。特に法廷の傍聴席において、左右だけでなく、前後においても1席ずつスペースを空けているところや、裁判官席において、座席に近い位置までパーティションで区切っているところが他ではあまり見たことがなかったので、参考になった。

感染が疑われる職員や来庁者がいた場合に、裁判所内でどのように連携して対処されているかについて教えていただきたい。私どもでは役員をはじめ、関係する所管部署の職員が、LINEのようなグループアプリで、PCR検査の受検者が出た場合や感染を疑われる者が出た場合に情報を共有し、対応できるように連携している。裁判所で何か特別な取組をしているのであればお聞きしたい。

また、エレベーター前に色々と注意を促す貼り紙をされているが、不織布マスクの着用についての貼り紙を見た。不織布マスクをしていない人を見かけた場合に、実際に声をかけ、不織布マスクの着用を依頼しているのかについても教えていただきたい。

- 1点目については、感染が疑われる職員や来庁者がいた場合、裁判部の職員であっても、事務局の職員であっても、基本的には、全て総務課に情報が入るようになっている。その後、総務課で、症状や接触状況を確認した上で、保健所に濃厚接触者等の確認を行い、濃厚接触者となる職員がいれば自宅待機を命ずるといった対応を速やかに取るようにしている。基本的には総務課で情報を一元管理しているので、速やかに連携して対処している。

2点目の不織布マスクについては、令和3年8月末に最高裁からデルタ株に関する感染防止対策が追加で公表され、その中で不織布マスクの着用を基本とする対策が公表された。不織布マスクは飛沫の捕集率が高いこともあり、職員には、不織布マスクの着用を基本とするよう協力依頼をしている。来庁者には、貼り紙で呼びかけをしているが、不織布マスク以外のマスクを着用している人に対して、不織布マスクへの交換のお願いまではしていない。

- 法廷等、長時間窓のない部屋にいることに不安を感じる来庁者がいるかもしれないので、空調は、空気が入れ替わる仕組みになっているなど、何かアナウンスがあれば、安心するのではないかと感じた。

コロナ禍において、リモートで様々な媒体を使用し、工夫してきたと思う

が、今後も時間が短縮できたり簡素化できたりする有効な方法があれば、利用を検討していただきたい。

裁判所の利用者への周知の在り方について、コロナ禍での期日変更は、裁判所の重要度で事件を分類していったのだと思うが、当事者にとってはどの裁判も重要なものであり、順番について色々な思いがあった人もいたかもしれない。当事者に対して丁寧に説明をすることや、つつい、ウェブ上で情報提供したら広く伝わると考えてしまうが、高齢者等、ウェブにアクセスする機会が少ない人もまだまだいるので、情報が行き届かない人に対しても公正公平に情報を伝えることが大切だと思うので、参考にさせていただきたい。

- 裁判所において、在宅勤務やリモートワークでどのような業務をしているのか。裁判所の業務にあまりなじまないように思うので、お聞かせいただきたい。
- 裁判部も事務局も各自職務に関連する資料を持ち帰って在宅で処理をしていた。裁判部であれば、機密性の高いものをどこまで持ち帰るのかという問題はあがるが、最小限のものを持ち帰って処理をしていた。ウェブ会議を利用して、裁判所と自宅を接続するようリモートワークは行っておらず、自分の担当する職務について、紙で持ち帰れる範囲で持ち帰って在宅勤務を行っていた。
- 裁判所は記録の持ち出しが厳しかったように思うのだが、コロナ禍で現在は記録の持ち出しについて、ある程度制限をかけて持ち帰るような仕組みがあるのか。
- 記録を持ち帰る際には、職場の直属の上司に事前申告制をとっている。上司にどこまで持ち帰ってよいか相談し、上司が必要性を吟味した上で、持ち帰りを認めている。
- まず、裁判所において、実際にコロナに感染したケースはあったのかなかったのか。あった場合はどれくらい感染者がいたのか。

次に、傍聴人に、陰性証明やワクチンパスポートを今後求める予定はあるのかないのか。

最後に、裁判所の利用者への周知の在り方について、ウェブだと高齢者が見に行くことは厳しいし、若い人も難しいところまで果たして見るのかどうかと思っている。具体的に Twitter とかインスタとか若い人向けの周知方法をしているのか。以上の3点についてお聞きしたい。

- 1点目の感染者については、令和3年9月1日現在、職員の感染者は8名である。2点目の陰性証明やワクチンパスポートを求めることは、現時点では予定していない。現状の感染防止対策を徹底していくことになる。3点目の周知の在り方について、高齢者のアクセスがしにくいのではないかと御指摘はごもっともであり、今後とも裁判所のウェブサイトを見やすいものにしていきたい。裁判所はSNSでコロナ関係について情報発信をしていないが、若者にはSNSが有効な情報発信手段であることは間違いなく、貴重な御意見として賜りたい。なお、採用広報においては、Facebookを利用した周知をしているので御紹介させていただく。

- 本日、神戸地方裁判所本庁の感染対策は見せていただいたが、兵庫県内の支部や簡易裁判所の感染対策はどのようなものか、具体的に教えていただきたい。

また、施設見学で調停室を見学した際、現在、調停手続では窓のある調停室を使用し、窓のない調停室は待合室として使用していると説明があった。他にも窓がない換気の悪い部屋があると思うが、私の事務所では、扇風機を何台か使用して空気を回している。空気を回すことは効果があると聞いた。窓のない調停室でも、小型の扇風機を置いて空気を回したら調停室として使用できるのではないかと思った。

調停室の中にヘルメットを見つけたが、何の目的で置いているのか、参考にしたいと思うので、教えていただきたい。

- 1つ目の質問については、神戸地方裁判所の支部や簡易裁判所も基本的に本庁と同じ対策を取っている。先ほど、不織布マスクのポスター掲示の話を見せていただいたが、「本庁ではこのような掲示をしているので、ついでには、支部・簡裁においても同様の対応をしてください。」という形で、コロナ感染の対策を本庁でする場合には、必ず同じ情報を伝達して、同様の対応をしていただいている。

2つ目の質問については、最高裁が公表している感染防止対策の中で、先ほど委員からも御指摘があったとおり、扇風機は空気をかき回しているだけという指摘が一般的にされており、あまり強くは勧めないという記述がある。裁判所としては、調停室としては使わずに、待合室として使用するのが良いと考えて、このような対応をさせていただいている。

ヘルメットは大規模地震が発生した時に部屋にいた来庁者あるいは職員用として準備しているものである。

- 入口に開廷表を綴ったファイルが置かれているが、近くに消毒液を置いているとはいえ、たくさんの方が手に取って見ている。他の裁判所も同じようにしているのだとは思いますが、ファイルで備え置く以外の方法は難しいと思うものの、開廷表を入口に貼り出す等、他の方法はないだろうか。

緊急事態宣言が、今月末に解除することが決定されたら、現在行っている対策で緩めるもの、当面継続するものについてお聞かせいただきたい。

報道機関としては、感染防止という面からは必要であることは重々承知しているものの、傍聴席の制限を緩めることもあるのかについて関心がある。注目を集める裁判においては傍聴希望者が多く、裁判の公開という原則がある中で、傍聴席の制限がされると、傍聴席に人が入りきらないことがある。傍聴席に人が入りきらなかった場合、抽選になるのかもしれないが、そういう場合がどれくらいあったか。緊急事態宣言が解除されたら、傍聴席が2分の1に制限されているのを、3分の2とか増やすことは考えているのか。報道機関とし



では、大きい裁判があるときはなるべく傍聴人が入れるようにして欲しいという気持ちがあるので、可能な範囲でお答えいただきたい。

- 1つ目の開廷表については、庁舎正面入口付近に開廷表を綴ったファイルが置いてあり、来庁者はファイルを見た上で、各法廷に向かっていただく方式を取っているが、開廷表には当事者名、事件名等が記載されており、入口に掲示する形をとると、プライバシーの問題があるのではないかと思う。開廷表は各法廷の前にも貼っており、そこで確認が可能であるので、庁舎入口に一律に貼り出すことは今のところ考えていない。

2つ目の緊急事態宣言が解除されたら対策を緩めるものがあるのかについては、今のところ対策を緩める予定はない。既に第6波の話も出ており、今後の感染状況も不透明であることから、現在の対策を今後も維持していくことになると考えている。今後の感染状況次第ということになると思う。

3つ目の傍聴席の制限については、傍聴席は、1回目の緊急事態宣言が出された令和2年4月前後にかけて3分の1にまで減らした。この時には、感染防止対策と説明することで、おおむね理解していただいたが、一部の方からは御意見をいただいた。御意見をいただいた方にも裁判所の感染防止対策を御説明することで最終的には御納得いただいている。傍聴席の制限が2分の1になって以降は、傍聴できないことについて、苦情をいただいたことはない。具体的に傍聴席の制限により傍聴希望者が傍聴できなかった事件の件数は数えていないため、お答えできない。感染防止対策を今のところは緩める予定はなく、傍聴席の制限を今後いつどこまで緩めるのかについても、今後の感染状況次第であると考えているので、回答は差し控えたい。

- 若干説明を補足させていただくと、当初3分の1にしたのは、当時の専門的な知見等を踏まえて、2席分くらい、1メートル以上離す必要があるということからである。その後の更なる知見の深まりを受けて、間を1席空ければ大丈夫であろうという知見を受けて全国的に座席数を2分の1に増やして

いる。今後色々対策が進んでいけば、もう少し座席数を増やすということが出てくるかもしれないが、現状ではまだ難しい状況であるということである。

◎ 本日は、本当にたくさんの貴重な御意見を頂戴し、ありがとうございました。

(7) 次回のテーマ

民事訴訟の迅速化に向けた取組について

5 次回期日

令和4年2月（予定）